

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年6月30日
【会社名】	株式会社日阪製作所
【英訳名】	HISAKA WORKS, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長社長執行役員 宇佐美 俊哉
【本店の所在の場所】	大阪市北区曾根崎二丁目12番7号
【電話番号】	大阪 06 (6363) 0006 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員管理、経営戦略、IR担当 波多野 浩史
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区曾根崎二丁目12番7号
【電話番号】	大阪 06 (6363) 0007
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員管理、経営戦略、IR担当 波多野 浩史
【縦覧に供する場所】	株式会社日阪製作所東京支店 (東京都中央区京橋一丁目19番8号) 株式会社日阪製作所名古屋支店 (愛知県名古屋市中区栄一丁目12番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年6月27日開催の当社第96回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、宇佐美俊哉、足立昭仁、波多野浩史、水元公二、角野佑子及び生越栄美子を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、服部直人、仲井晃及び藤田典之を選任する。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、山内俊之を選任する。

<株主提案（第4号議案及び第5号議案）>

第4号議案 定款一部変更の件

当社定款第34条を削除する。

第5号議案 剰余金処分の件

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）として、66円から、取締役会が決定した1株配当、又は第96回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案に基づく1株配当を控除した金額を配当する。

2025年3月期の1株当たり純資産の4%から、中間配当21円を控除した金額が66円と異なる場合は、冒頭の66円を、2025年3月期の1株当たり純資産の4%に相当する金額から、中間配当21円を控除した金額に読み替える。（1円単位未満は切り捨てとする）

尚、配当総額は、当社の第96回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権個数 ; 272,258個

議決権行使個数 : 229,249個

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第1号議案				(注) 1	
宇佐美 俊哉	203,179	24,319	—		可決 88.62
足立 昭仁	217,042	10,456	—		可決 94.67
波多野 浩史	217,029	10,469	—		可決 94.66
水元 公二	212,819	14,680	—		可決 92.83
角野 佑子	222,718	4,781	—		可決 97.15
生越 栄美子	226,837	662	—		可決 98.94
第2号議案				(注) 1	
服部 直人	209,110	18,388	—		可決 91.21
仲井 晃	226,545	954	—		可決 98.82
藤田 典之	226,462	1,037	—		可決 98.78

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第3号議案 山内 俊之	226,909	590	—	(注) 1	可決 98.97
第4号議案	54,810	172,667	—	(注) 2	否決 23.90
第5号議案	—	—	—	(注) 3	—

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権（272,258個）の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(注) 2. 議決権を行使することができる株主の議決権（272,258個）の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注) 3. 第5号議案は、第4号議案の承認可決が前提となっておりますが、第4号議案が否決されたため、議案として取り上げておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、会社提案は可決、株主提案は否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上